

ISSN 2750-1824

四国学院大学

論集

169号

研究ノート

児童生徒の声と教育委員会

—元教育長の語りから—

森川由美 【1】

日本マスターズ陸上競技選手権大会経験者と「古い」の視点(1)

—マスターズスポーツおよびマスターズ陸上参加者に関する先行研究の検討—

逢坂(松木)十美 【12】

2026年3月

四国学院大学文化学会

香川県善通寺市

研究ノート

児童生徒の声と教育委員会

一元教育長の語りから

Students' Voices and Boards of Education: A Former Superintendent's
Perspective

森川由美 Yumi Morikawa

専門領域：教育社会学

キーワード：教育委員会、児童生徒の声、教育行政のガバナンス構造

— 目 次 —

1. 研究の背景と目的
2. インタビュー調査の概要
3. 教育行政のガバナンス構造の実態
4. 児童生徒・教員・保護者の関係性の変容とその影響
5. まとめと今後の検討課題

1. 研究の背景と目的

本研究では、当初、教育委員会制度や教育行政のガバナンス構造のあり方を明らかにすることを目的として、X市において教育長を10年間勤め、退職した元教育長A氏にインタビューを行った¹。しかし、インタビューを進める中でA氏が強調したのは、「児童生徒の声が届きにくくなっている」という問題であった。教育委員会制度や教育行政の構造に関する筆者の質問に対して、A氏の語りは現行制度がどのように教育現場に影響を与え、特に児童生徒の声が教育行政に届きづらくなっている点に焦点が当てられていった。この視点は、当初の主題であった教育委員会をめぐる教育行政のガバナンス構造のあり方に対して、「児童生徒の声の位置づけ」という重要な論点を提供し、研究の方向性を再確認させるものとなった。

その前提として、日本の教育委員会制度を整理しておきたい。日本の教育委員会制度は、現在の制度が第4期といえる²。第1期は、戦後、教育委員会法

のもとで米国をモデルに教育委員会が設けられ、住民による直接選挙によって選ばれた教育委員が構成する教育委員会が教育政策決定主体であった時期である。第2期は、1956年に教育委員会法廃止と同時に制定された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以降、地教行法）」によって、教育委員の公選制が廃止され、地方分権一括法の成立により地教行法が改正される1999年（施行は2000年）までである。第3期は1999年地教行法改正以降、2014年6月の地教行法改正までとなる。地方分権の流れのなかで任命承認制度が廃止され、教育委員会の「自治」的側面が拡大した時期である。第4期は、2014年地教行法改正（施行は2015年4月）から現在に至る。この改正によって、狭義の教育委員会の代表であった教育委員長のポストを事務局の教育長が兼ねるという教育長への一本化、および首長主催の総合教育会議が制度化された。

A氏がX市の教育長に就任したのは2014年であり、教育委員会制度が第4期に移行する時期と重なっている。この転換期において教育長を務めたA氏に、教育委員会制度の変化に関するインタビューを行った。A氏は教育長就任以前、X市立中学校の校長を務めていた。しかし、指導主事として教育委員会で勤務した経験を持たない。また、教員時代には教員組合に所属し、30歳のときに主任制導入に反対する運動に参加した結果、県内の中学校への強制配転を経験している。A氏は自身の経歴を「超亜流」と表現し、その独自の経歴から教育委員会や教育長職に対して相対的な視点を持っている。そこで、教育長という立場を経験した後も、この相対的視点から教育委員会の制度的変容について語るができると考え、本研究ではA氏をインタビュー対象とした。

インタビューの結果、A氏が強調していたのは、前述したように「児童生徒の声」であった。したがって、本研究ノートは、制度転換期に「児童生徒の声」がどのように教育行政のガバナンス構造に位置づけられるのか、A氏の語りを素材として検討するものである。

本研究ノートは現時点で結論を導くことを目的としていない。インタビュー内容を要約し、発言の抜粋および構造的整理を通じて、今後の検討に向けた基礎資料とすることを意図している。

2. インタビュー調査の概要

本研究ノートで使用するデータは、2025年3月7日および同年4月22日に実施したA氏へのインタビューによって得られた。インタビューは、研究への協力同意書へのサインを得たのち実施した。いずれも約1時間であり、前者は対面、後者はZoomを用いた遠隔であった。

インタビューは半構造化形式で行い、事前に用意した質問項目を軸にしつつ、語りに応じて質問を追加した³。インタビュー内容は録音し、研究ノート作成にあたっては、録音データを文字起こしし、その内容をもとに要約を作成した。なお、A氏は「子ども」という語を使用していたが、小学校や中学校に通う児童生徒を意味する場合は、本研究ノートでは明確にするため「児童生徒」に置

き換えている。

3. 教育行政のガバナンス構造の実態

3-1. 市教育委員会をめぐる状況

A 氏に教員時代にはわからなかった教育委員会の仕事や教育委員会の役割の変化について伺うなかで、X 市教育委員会をめぐる状況を整理することができた。これらは、教育行政における意思決定のあり方、すなわちガバナンス構造の実態を示すものであった。本節では、教育委員会委員の構成、総合教育会議の現状、文部科学省（以下、文科省）・県教育委員会（以下、県教委）・市教育委員会（以下、市教委）の関係という三つの観点から検討する。

3-1-1. 教育委員会委員の構成

公選で教育委員が選ばれなくなった現在でも、日本の教育委員会の教育委員は、素人統制・専門家指導制の理念を維持し、教育関係者以外の委員も任命されることが一般的である⁴。A 氏が教育長だった時期、他の 4 名の教育委員の構成は、学校教育経験者、保護者代表が各 1 名、残り 2 名が地元の企業や施設で働く市民であった。男女比は 2 対 2 であった。また、市民は地元企業の会社重役もいれば、パートタイム従業員もおり、素人統制・専門家指導制の理念が維持されていることが語られた。

3-1-2. 総合教育会議の現状

2015 年度以降、各自治体では総合教育会議が月例で開催されている。会議で取り上げられる議題は学校教育にとどまらず、文化やスポーツにも及ぶ。A 氏によれば、総合教育会議は市長直属の部長級が作成した「脚本」に沿って進行されており、議論の場としては形骸化しているという。また、教育の課題が、市長を含めた「権威付けされた場」でなければ語れない側面についても、問題視していた。

3-1-3. 文科省・県教委・市教委の関係

前述したように、地方分権一括法の成立に伴う地教行法改正により、地方自治が進み、その影響は教育行政にも及んでいる。A 氏は以前に県内で強制配転された経験を持つものの、教育長時代には、県教委から市教委への指導的影響を経験したことは「ほとんどない」と明言していた。このことにより、X 市の市教委は、県教委からの直接的な統制を受けにくく、一定の自律性を有していると捉えることができる。その理由として、X 市では県の方針により、通常 X 市内だけで教員異動が行われることが挙げられた。

しかし、文科省からの影響については、文科省の施策が市教委から学校へ下りてくる状況が続いていると述べている。つまり、市教委は県教委からの一定の自律性を有しているものの、文科省主導の施策が学校現場に累積的に影響を

与える構造にある。加えて、文科省から派遣される教育長の場合、学校現場に向き合い理解するほど文科省と対立せざるを得なくなり、それを避けるため「文科省の教育行政を背負った教育長」として振る舞わざるを得ない構造的制約も語られた。そして A 氏は、「総合教育会議をはじめ、いろんな形の教育改革が進んできましたけれど、正直申し上げて、『誰の声を反映するか』という問題がすごくあると思うんですよね」と述べ、「児童生徒の声が届かないシステムがどンドン動いている」と指摘した。

3-2. 文科省による施策が学校現場にもたらす影響

文科省主導の施策と学校現場の実施内容の「ズレ」について、A 氏はコミュニティスクール・地域連携、チーム学校、観点別評価と個別最適化について重点的に語った。

3-2-1. コミュニティスクール・地域連携

A 氏は、コミュニティスクールについて、地域が一枚岩であることを前提とした制度設計であることに疑問を呈していた。コミュニティスクールは、学校運営協議会を設置した学校であり、地域の人々と協力して地域の児童生徒を育てるという理念を持つ。A 氏の在任中にコミュニティスクールの導入が全国で広まったが、A 氏はコミュニティスクール導入には慎重な姿勢を取ってきた。実際、X 市では 2025 年 4 月 1 日現在、コミュニティスクール導入率が小学校 21.1%、中学校が 33.3%であった⁵。このように慎重に行った理由について A 氏は、『『地域自体がまとまっているの？』っていったら、地域はぐっちゃぐちゃですよ』と、地域社会の関係性は実際には複雑であり、「地域」という語で一括りにできないからだと言った。だからこそ A 氏は、X 市ではコミュニティスクールを地域の目標に沿った「目的制」にして導入したという。「例えば防災であるとか、放課後の児童生徒の生活・学習を保障するとか、地域のなかで保護者を交えた何らかの活動をしていくとか……そういった目標をいくつか挙げて」、その目的に合った人材を地域から集めてコミュニティスクールのしくみを市内の小中学校に導入した。つまり、目的を目標として具体的に示すことで、活動の内容も具体的になり、多様な関係性にある地域の人々が協働しやすくなる。X 市では、過去に文科省が進めた施策により、中学校区を中心として小学校の校長や PTA が集まる会合が設けられてきた⁶。こうした過去に実施された地域連携施策について十分な効果検証が行われないうまま、新たにコミュニティスクールが導入されていることは、学校現場や地域の実情が十分に考慮されないまま施策が重ねられていることにつながるとして、A 氏は問題視していた。

3-2-2. チーム学校

「チームとしての学校（以下、チーム学校）」に対しても、学校現場における受け止められ方が語られた。A 氏は、「チーム学校」の理論や考え方が学校現場に伝わらないまま、「形」のみにとらわれ、その結果、学校現場では「みんな一

つにまとまるべきだ」という同調圧力になってしまうという。さらに、「学級経営自体がいまそうなりつつあって」と、「チーム学校」の影響が教職員間の連携だけではなく、学級経営における児童生徒間の関係にも及び、児童生徒の考え・行動で「亜流のもの」と「周辺化されがちなもの」が取り上げられなくなっているという。その影響について、以下のように述べている。

行事のありかたがそうですよ。例えば、合唱祭で「盛り上がりよう！」とか言っているときに隅に置かれていたり、運動会で「頑張ろう！」とか言っているときに、横に置いておかれたりする児童生徒が出てきている。そこにいま、学校の先生たちの目がいかになくなり始めているのは、私が一番心配していることなんです。

さらに、文科省の施策「チーム学校」では、多職種連携による児童生徒支援の充実が謳われているにもかかわらず、「連携」の意味が、単なる職務分担や責任転嫁になっている例があることを A 氏は指摘した。具体的には、養護教諭が生徒の話をして耳を傾けない担任や、「自分のクラスで調子が悪い、授業で調子が悪いとすぐ保健室に連れて行って、『この生徒お願いね』と置いて行く教員」を例に挙げ、多職種連携の意味が十分に理解されていない現状が語られた。こうした状況に対し A 氏は、「(そういう場合に)『ふざけるな』って、こういうぶつかり合いのもとでしか、私は基本的にお互いを理解できないと思っている」と述べ、学校現場における「チーム学校」の表面的理解に疑念を示した。そして次のように続けた。「そういう対立を避けた理解みたいなものが、いまの社会の前提にあって、それは逆に、(教員も児童生徒も)孤立化させていく」と警鐘を鳴らした。

3-2-3. 観点別評価と個別最適化と教員の多忙化

A 氏は、文科省から学校へ降りてくる施策の理念が伝わらずに、学校がその施策の「形」だけ受け取らざるを得ないことを指摘していた。他方、観点別評価と個別最適化の導入については、その内容についても疑問視していた。観点別評価は 2000 年代初めに小中学校では導入されたが、A 氏の語りでは、現在でも教員が観点別評価のために割く時間によって、児童生徒と接して関係性を築く時間が減少せざるを得ないことが指摘された。なぜなら、観点別評価の根拠が多様化し、その根拠を「過不足なく、全部を揃えておかないといけない」からである。他方で、教員の働き方改革により、下校時刻以降児童生徒を学校に残す場合は、事前に保護者に許可、学年主任や管理職にも許可を取るルールが設けられ、放課後が児童生徒にとって学校で自由に過ごせる時間ではなくなっているという。児童生徒にとって学校の放課後の時間について A 氏は、「帰る子は帰ってもいいし、残って友達とちょっとお喋りしたり、先生とおしゃべりしたり、先生に頼まれたことをやったり」とその重要性を述べていた。観点別評価の記入に多くの時間が割かれること、さらに放課後に児童生徒が学校で

過ごす自由が制限されていることによって、教員が児童生徒を深く理解することが難しくなっているという矛盾が指摘された。

昨今、文科省が打ち出している「個別最適化」については、A氏は「個別最適化」だと手厳しく述べ、その理由を次のように語った。

どのように関係性を児童生徒がお互いに作っていくかが求められている（いまの）時代のなかで、「個別」があれだけ強調されるということはマイナスです。パソコン使ってもいいですけど、なんでそれが個別最適化になるか全然わからないですよ。

A氏のこれらの語りによって、「主体的・対話的で深い学び」が現行学習指導要領で強調されているが、文科省が決めた施策が教育委員会を經由して学校に導入される際、学校で教員が主体的・対話的にその内容を自分事化することなく「形」だけの導入となっていることが伺える。自分事化できない理由は、教員に時間的余裕がなく、児童生徒と向き合う時間が減っているためである。「学活だって一律で、学年で全部決まってるんですよ。道徳にしろ、学活にしろ、中身が」と、教員に時間的余裕がないから、計画されたものをこなすだけの予定調和的授業になっていく。A氏が1990年代初頭に赴任した「先進的」と呼ばれていた学校ではすでにその傾向があったという。こうした傾向は、「誰にも文句言われないように、あらかじめ決まったことだけをやる」「はみ出るわけでもなく、多くやるわけでもなく、少なくやるわけでもない。ちょうどその枠通り」という教員による自己防衛になるために広がっていったとA氏は指摘する。なぜなら、「教科書終わらなかつたって言ったら、（保護者から）相当なもの来る」からだという。「観点別評価」に加えて、昨今の「個別最適化」の導入について、A氏は、親からの「個別的な要求も全部聞いて一斉授業やるって、それは無理なわけ。その不安の中に（教員は）ずっといる」と、学校現場の教員の大変さを語った。

したがって、A氏の語りからは、教育行政のガバナンス構造が、形式上は分権的・協働的でありながら、実質的には中央主導の施策が累積するなかで学校現場の裁量と時間的余裕を奪い、その結果として児童生徒の声が制度的に位置づけられにくくなっている状況が構造として把握できる。

4. 児童生徒・教員・保護者の関係性の変容とその影響

現在の市教委の教育行政において、A氏は、「必要なのは、学校を再生し、（学校が）児童生徒の声を拾って、それを行政が拾い上げていくっていうこと。それが一番求められているんじゃないかと思うんです」と強調した。つまり、文科省から降りてくる施策の累積によって「形」だけが導入されて学校が変化し、その変化によって児童生徒の声を教員や学校が一層受け取りにくくなっているということである。この点についてA氏は以下のように述べた。

学校がいま大事なことは、「上から何かいわれる」とか、「なんとか会議がある」とかといったことではなく、自分たちの児童生徒に向けて、自分たちがどれだけのことをやれるかにどう向き合うか。(それを)いま作らないと学校は終わるんじゃないか。

この「児童生徒の声」が学校や教育行政に届かないシステムは、文科省・県教委・市教委・学校という教育行政の四層の変化だけでなく、A氏は児童生徒・教員・保護者の関係性の変化によっても補強されていることを述べていた。具体的には、保護者からのクレームの伝達過程、および児童生徒の自己表出の変化について挙げられた。

4-1. 保護者からのクレーム伝達過程の変化

A氏によれば、かつて保護者からのクレームは、保護者→担任→校長→市教委の順で上がってくるのが一般的であった。しかし近年、とりわけコロナ以降は、担任や校長を経由せず、直接市教委にクレームが寄せられるというケースが増加しているという。この伝達経路の変化は、X市教委に限らず、A氏が知る範囲では、全国的に共通してみられる現象であると述べられた。前述したコミュニティスクールによって、地域の人々の学校参加が促される一方で、学校とのつながりがない保護者は市教委へ直接クレームを寄せる傾向があるといえよう。

X市教委に寄せられたクレームには指導主事が対応するが、保護者と指導主事の間には、通常、事前に信頼関係は築かれていない。加えて、指導主事は当該児童生徒の顔すら知らない立場にある。そのため、保護者と指導主事だけで問題解決を図るには構造的な限界があるとA氏は指摘する。結果として、市教委および指導主事は、当該学校を交えた協議の場を設けざるを得なくなる。

しかし、A氏は保護者が想定する解決の道筋のイメージが「横で一緒に話し合いながら」という対話的プロセスではなく、「(教育委員会の)権力を使って組織的に上から」というトップダウン型の対応である点を問題として挙げた。さらに保護者は、市教委の対応では解決しないと判断した場合、より上位の県教委にクレームを持って行く。

このような構造のなかで、学校現場の意見や状況が軽視されることにより、問題が長期化しやすくなる。その結果、阻害された現場教員の心理的消耗が蓄積し、「これはメンタルやられますよね」とA氏は現状の深刻さを語った。

近年、各自治体でスクールロイヤーの導入が進んでおり、X市でも導入されているが、その背景にはこのクレーム対応の困難さが大きく影響しているという。スクールロイヤー導入の意義としては、「ここまで学校に責任がありますけど、ここはないですよ」といった責任範囲の明確化・整理が可能になる点が挙げられた。

4-2. 児童生徒の自己表出の変化

A氏によれば、児童生徒の自己表出も変化しているという。1980年代は、「不良は不良で不良という形の中で自己主張しますし、真面目にやっている児童生徒たちはその子たちなりに自己主張した」と述べながら、自分が「不良」だと思っている生徒でも、「ろくな人間にはなれないとは思っていない」と当時の生徒の自己肯定感の高かったエピソードを語った。そのうえで、「児童生徒たちも何かわかってほしいことがあり、誰が聞いてくれるかを探していた」という。しかし時代の流れとともに、児童生徒たちの声が学校のなかで聞かれなくなったという。

この変化の理由について、2つが述べられた。1つは、児童生徒の親への準拠である。「児童生徒が自分の意見・考えよりも親の束縛とか考えとかがより強くあって、それに応えていくことが、自分が成功していく道なのだと信じています」とA氏は述べていた。もう1つは、教員と児童生徒との関係性の変化である。「教える側とその学問や教科を教えてもらうという関係に特化し始めている」とA氏は述べた。またA氏は、昨今の保護者は「学校を『子どもを育ててもらうところ』とみなす感覚が薄くなっており、教員も「児童生徒との距離に、一歩踏み込んでいくっていうことはしません」という状態にあるという。こうした保護者の学校観は、前述した保護者のクレームが学校を素通りして教育委員会へ行くことと合致する。児童生徒についてA氏は、「反抗もしたい。親にも反抗したい。これを児童生徒が、学校という枠で出せるかというのと、出せない。家でも出せない。友達同士で出せるかっていうとそれもない」と述べた。

A氏は、このような関係性への変化があったのは2000年少し前くらいからだったと振り返った。この変化の理由として、「子どもが少なくなったために、学校での失敗を親が許さなくなりつつある」という親子関係を挙げていた。したがって、実際は「親の圧力が強くて、子どもが外で自分の言いたいことが言えなくなってきた」にもかかわらず、「学校の先生たちは規則をきちんと守らせているから、静かになったんだと思っている」と分析していた。そのために、教員は児童生徒に対し、『『こういう学校生活したいよね。だからこうだね』じゃなくて、『うちの学校にはきまりがあります。チャイム着席は絶対に守ってください』という生徒指導になるという。こうした児童生徒が望む学校生活に関する声を聴きながら学校生活を教員と児童生徒で創っていくのではなく、ルールによって児童生徒が送る学校生活を規定していくというアプローチは、A氏によれば、「学校の先生が、親とうまくやれなかったり、児童生徒の本音を聞けなかったりすることにつながっている」とのことであった。さらに、「親にとっても、規則の中で子どもが良い子にして、良い成績を取れるのであれば、また評価が高いのであればその方がいいわけです」という見解もA氏は示した。

教員がこうしたルールによって児童生徒の学校生活の枠を定めていく傾向に対し、A氏が40代から50代初めの頃（1990年代半ば～2000年代半ば）は、教員のなかで「ちょっとその集団の中で外れる人がいるんですよ。だけど、若い世代になればなるほど、そこから外れられなくなっています」と述べていた。

学校におけるルールを「あたりまえ」と捉えて教員になっている人が、現在は大多数だと捉えることができる経験談である。

4-3. 児童生徒の声を回復するための試み

このように、児童生徒の声が学校および教育行政に届きにくくなっている背景には、文科省・都道府県教育委員会・市町村教育委員会・学校という教育行政の四層構造の変化と、それに伴う児童生徒・教員・保護者の関係性の変化が複合的に影響している。しかし、これら双方の変化の接点に位置づけられる学校現場の教員は、結果として児童生徒の声を媒介する役割に過度な期待と責任を集中して引き受けることになり、教員の専門性の行使を通じた慢性的な消耗を生み出す構造が内包されている。こうした状況から、児童生徒が声を出せる場所づくりとして、A氏は2つの内容を挙げた。

1つは、実際にA氏が教育長時代にX市で導入された市内全小学校の児童を対象にした放課後子ども教室である。授業終了後、そのまま学校に残って過ごすことも、いったん帰宅して小学校に来ることも可能である。週に3日開催されている。担任も教職員経験者のコーディネーターもこの教室に関わることができ、この場で児童生徒に向き合い、時間を過ごす。もう1つは、授業のなかで、5分でも10分でも時間を設けることである。その時間は、家庭での出来事や世の中で起こっていることについて「どう思う？」と問いかけ、教員が児童生徒の反応から理解を深める機会となるものである。A氏は、それが「いろんな刺激を学校が与えていく」時間になると語った。

これらの場で児童生徒が声を出すことは、教員と児童生徒との関係性作りにもなるため、児童生徒が語る「愚痴」にも、A氏は大きな意味を見出していた。

なるだけ早く愚痴を聞く。いろんな文句を聞いてもらえる大人と出会えるかどうかは勝負なわけです。悪口でもいいんですよ。友達が悪口でも。(大人は)聞いた後に「いや、でもさ」って言えばいいわけですから。

さらに、A氏は、この教員と児童生徒の関係性作りによって、教員と親の関係性の良好化にもつながると述べた。こうした関係性の形成は、教員自身が「追いつまれない」防波堤にもなり得るともいう。しかし「いま、それが本当に実際に自分にできるかっていう自信は半分しかない」とも語った。その理由について、以下のように述べて締めくくった。

時代的な状況がそうになっていると捉えるのが多分一番正しいんじゃないですかね。たち悪いですね。組織的に、システムのようになっていたら、変えりゃいいんだけど、そうじゃない状況ですから。この状況を変革していくっていうのはすごく難しいです。

したがって、ここまでのA氏の語りから、児童生徒の声が教育行政をめぐる

制度によって直接的に抑制されているというよりも、文科省からの個別施策の累積による教員の時間的余裕の喪失や、親子関係の変化に伴う教員－児童生徒関係の変容といった複数の要因が重なり合うなかで、結果として児童生徒の声が学校や教育行政に届きにくくなっている状況が浮かび上がる。

5. まとめと今後の検討課題

X市教育長を10年間務めたA氏へのインタビューにより、地方自治が謳われ、「社会に開かれた教育課程」や「地域とともにある学校」が文科省より推進されている一方で、親子関係の変化や教員の時間的余裕の喪失によって、児童生徒の声が学校および教育行政に届きにくくなっている構造が示された。本研究ノートでは、こうした媒介過程を含めて捉える視点から、「児童生徒の声」を中心においた教育行政のガバナンス構造を再構成する必要があることが示唆された。さらに、本稿の分析は、児童生徒の声の媒介過程を再構築することが、教員のエイジェンシー⁷のあり方とも深く関わることを示唆している。教員が単なる施策の実施主体としてではなく、児童生徒の声を受け取り、それを行政へ接続する意味形成の主体として位置づけられるとき、教員のエイジェンシーは量的拡大ではなく質的に転換する可能性がある。ただしそれは、教員への新たな責任の集中ではなく、制度的に保障された媒介回路のもとで初めて成立するものである。

したがって、今後の課題は、教育委員会が児童生徒の声を「直接」聴く仕組みを組織的に作るのではなく、学校現場で生じている児童生徒の声が、どのような媒介過程を経て行政に届くのか、その回路を再構築することにある。換言すれば、児童生徒の声をどのように拾い上げるかという技術的問題にとどまらず、現行のガバナンス構造のもとでその媒介を主として担わされている主体である教員が、消耗を前提とされないあり方をいかに構想するかにある。

そのための具体的な方法として、A氏が打開策として挙げていた「家と学校の間場所づくり」や「授業内での短時間の対話実践」のような市町村レベルの教育委員会における実践や学校における実践の効果を検討することは有効であろう。他方、保護者からのクレームが教育委員会に直接寄せられる構造の問題点を考慮すると、児童生徒の声を教育委員会が直接すくい上げるしくみを制度化することは、現場教員の裁量や専門性をかえって阻害する可能性が想定でき、慎重な検討が求められるだろう。

引用・参考文献

勝野正章（2020）『教育の法制度と経営』学文社。

文部科学省 中央教育審議会 教育制度分科会 地方教育行政部会第16回（平成16年12月6日）地方教育行政部会（第16回）配付資料1「地方分権時代

における教育委員会の在り方について」部会まとめ（案）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo1/003/gijiroku/attach/1421695.htm（閲覧日：2026年1月5日）。

Priestley, M., Biesta, G., & Robinson, S. (2015) *Teacher agency: An ecological approach*. London: Bloomsbury Publishing.

¹ 本稿では匿名性確保の観点から、インタビューをA氏、A氏が教育長を務めた自治体をX市と仮称する。

² 文部科学省中央教育審議会教育制度分科会地方教育行政部会（2004）「地方分権時代における教育委員会の在り方について—部会まとめ（案）」〔1〕教育委員会制度の現状と課題、および、勝野正章（2020）『教育の法制度と経営』を参照。

³ 事前に用意した質問項目は以下であった。

<2025年3月7日インタビュー>①教育長職に就いた経緯、②教員時代には把握しにくかった教育委員会の機能と役割、③教育長経験後の学校教育に対する見方の変化、④コミュニティスクールの実施状況

<2025年4月22日インタビュー>①コミュニティスクールの実情および運営方法、②教育委員会の役割の変化、③施策実施における教育長の役割、④児童生徒の声を教育行政に反映させる難しさ

⁴ 具体的には、地教行法第4条第5項で教育委員に保護者を含むことが規定されている。

⁵ 当該数値は、当該県が公表している2025年4月1日現在の統計資料に基づく。ただしX市の匿名性確保のため、具体的出典は記載していない。

⁶ 2025年4月1日現在、X市のコミュニティスクールの導入率が、中学校が33.3%で小学校21.1%より高いのは、中学校区を中心としたこのような会合による地域住民と学校のつながりがあったことが伺える。

⁷ 本稿における教員のエイジェンシー概念は、Priestleyらの生態学的アプローチ（Priestley, Biesta & Robinson 2015）を参照しつつ、制度的条件との関係のなかで生成される実践的可能性として暫定的に用いている。

[研究ノート]

全日本マスターズ陸上競技選手権大会経験者と

「老い」の視点 (1)

マスターズスポーツおよびマスターズ陸上参加者に関する先行研究の検討

Perspectives on “Oi: Aging” Among Experienced Competitors in the All-Japan Masters Athletics Championships (1):

A Review of Previous Research on Participants in Masters Sport and Masters Athletics

逢坂 (松木) 十美 Tomi Osaka(Matsuki)

専門領域： 体育学 (スポーツ社会学)

キーワード： マスターズスポーツ、マスターズ陸上、「老い」

————— 目 次 —————

はじめに

1. マスターズ陸上の概要

- (1) 始まりと発展
- (2) 競技規則の特徴

2. マスターズ大会、マスターズ陸上参加者に関する先行研究と「老い」

- (1) 身体機能に着目した研究と「老い」
- (2) 参加者に対する調査研究と「老い」

3. マスターズ陸上参加者を「老い」の視点で捉えること

- (1) 統計で示された「老い」の期間
- (2) 高齢者の身体活動と「老い」に関する先行研究の検討

おわりに；マスターズ陸上経験者と「老い」の課題

はじめに

2025年10月、日本マスターズ陸上競技選手権大会⁽¹⁾は、福岡県において第46回を迎えた。1日目の午後に激しい雷雨に見舞われたものの、大会2日間

で2138名（男性1756名、女性382名）の選手が参加したとされた⁽²⁾。今大会の最高齢は101歳の宮内義光選手（鹿児島県）であり、筆者も本大会を視察し、101歳の「ヒト」がトラックを1周（400m）走る姿を目の当たりにした。

一般的に高齢の選手が短距離種目で疾走し、投擲種目で投げ、跳躍種目で身体を空中に浮かせる姿を目にするとき我々は驚き、彼/彼女らを「若々しい」と評する。実際にこれまで高齢者が参加するスポーツ大会、いわゆるマスターズスポーツ大会の参加者（以下、マスターズ参加者、とする）⁽³⁾たちはメディア等においても、「アンチ・エイジングのモデル」、「いつまでも元気な高齢者」「理想的な高齢者」「老いをく感じさせない>」元気な高齢者と紹介されてきた⁽⁴⁾。

そしてこれは、研究領域においても同様であった。急速に進行する我が国の高齢社会のなかで、これまでの研究においては、特に（陸上競技、水泳競技などの）マスターズ大会参加者たちはそれまでの否定的高齢者観を覆す存在として報告されてきた。マスターズ参加者は「理想的な高齢者像」と捉えられ、その特性を探ることを目的として身体機能や競技成績が主題となることが多かった。確かに高齢の肉体をもつ彼/彼女らが競技する姿を目にした時、「若々しい」と感じるのは事実である。したがって彼/彼女らの身体機能の特性や競技成績に着目するのは自然であるといえよう。しかし彼/彼女らを「若々しい高齢者」「理想像」と捉え、それを前提として研究対象としたとき、一つの問題が生起する。それは、マスターズ参加者の「若々しい」「競技場での姿」を彼/彼女らの全てと捉え、日常における「古い」の現実や、「古い」の姿が隠されてしまうことである。これまでの研究では彼/彼女らが現実の生活のなかで「古い」とどのように向き合っているのかといったことについては論じられてはこなかった。果たしてこれは論じるまでもないこと、マスターズ陸上参加者は「古い」とは無縁の存在なのだろうか。

筆者はこれまでマスターズ陸上参加者を対象とした研究を行ってきた（逢坂、1999、2003、2004、2009）。そのなかで2009年の研究においては、マスターズ陸上参加者の「古い」意識を主題として量的調査を実施、分析を行った。そこでは、同じ大会に参加する中高年者において、「古い」に対して大きく二つの意識があることが明らかとなった。一つは若い年齢層に多く分布する意識であり、「古い」に抗い、若さを保とうとする意識であり、いま一つは否定的高齢者観をもちながら、自らの体力や身体、運動能力の限界を感じつつ体力の範囲内でスポーツ活動を行なおうとする、老いを受け入れる意識をもつ参加者であった（逢坂、2009、p. 19）。筆者はこの論稿においてマスターズ陸上参加者を「若々しさ」のみの文脈で捉えるのではなく、「古いの語り」に注目することの重要性を論じ、またマスターズ陸上参加者の競技生活を組み込んでいる、彼/彼女らの「古い」とともにある生活と「古い」への向き合い方を知るために「質的調査を行うこと」が今後の課題であるとした（逢坂、2009、p. 23）。

現在、2009年の拙論から17年が経過した。本稿は拙論の課題を受けて、「質

的調査」を行うにあたり、改めて研究を進めるための先行研究の検討を行うものである。マスターズ陸上参加者の老いの過程にある日常生活と、その生活の一部として組み込まれているマスターズ陸上とそれに向けた活動、マスターズ陸上参加者自身の「老い」に対する考え方を探ることが最終的な目標である。本稿はこれら最終的な目的を果たすための視点と方向性、考慮すべきことながらを明確にするために先行研究の検討を行うこととする。

1. マスターズ陸上の概要

(1) 始まりと発展

先行研究の検討を行う前に、マスターズ陸上競技大会の概要を整理する。最も初期のマスターズ（ベテランズ）⁽⁵⁾ 競技選手はロードの選手たちであり、高齢者の長距離ランナーの団体（IGAL; Interessen- Gemeinschaft- Alterer Langstreckenlaufer=Partnership of Older Long Distance Runners）創設は1968年のこととされている。1965年以降はアメリカの陸上競技のチームが先導的役割を果たし、これがその後の国際ベテランズ大会開催に続くものとなったという^{(5) (6)}。

1975年に第1回世界ベテランズ選手権大会（カナダ、トロント）が開催され、1977年、第2回世界ベテランズ選手権大会（スウェーデン、イエーテボリ）開催の際には、日本人選手32名が参加した。この日本人選手のうち4名が中心となり1978年1月に「和歌山中・高齢者陸上競技クラブ」が設立され、同年11月西日本マスターズ大会が開催された^{(7) (8)}。

1980年には日本マスターズ陸上競技連合が設立され、同年に第1回日本マスターズ陸上競技選手権大会が和歌山で開催された。以後、毎年1回、開催都道府県を変えて開催され、2026年の第47回大会は愛媛県で開催される予定である（表1）^{(8) (9)}。

なお、日本マスターズ陸上競技連合は1987年より「都道府県対抗全日本マスターズ駅伝大会」も開催し、JMA日本マスターズ陸上事務局の保管の資料によると、2020年の開催については不明ながら、2022年の35回大会まで行われたとされている（表2）。

表1. 全日本マスターズ陸上競技選手権大会 開催年・開催地一覧					
回数	開催年 西暦 (和暦) 年	開催期日	開催地 (都道府県)	参加人数	参加都道府県・国外
第1回	1980 (昭和55)	10.18 - 19	和歌山	447	全47
第2回	1981 (昭和56)	10.03 - 04	山梨	662	全47
第3回	1982 (昭和57)	10.02 - 03	東京	990	全47
第4回	1983 (昭和58)	10.22 - 23	長崎	604	45 都府県
第5回	1984 (昭和59)	10.06 - 07	沖縄	727	45都府県
第6回	1985 (昭和60)	10.12 -13	徳島	843	全47
第7回	1986 (昭和61)	10.18 -19	東京	977	全47
第8回	1987 (昭和62)	10/17 -18	広島	895	全47
第9回	1988 (昭和63)	07.30 - 31	秋田	769	全47
第10回	1989 (平成元年)	10.14 - 16	和歌山	1,235	全47
第11回	1990 (平成 2)	08.25 - 26	山梨	1,084	全47
第12回	1991 (平成 3)	11.01 - 03	宮崎	1,011	全47
第13回	1992 (平成 4)	09.11 - 13	鳥取	1,132	全47
第14回	1993 (平成 5)	05.28 - 30	兵庫	1,638	全47
第15回	1994 (平成 6)	09.16 - 18	埼玉	1,654	全47
第16回	1995 (平成 7)	10.08 - 10	神奈川	1,645	全47
第17回	1996 (平成 8)	09.14 -16	富山	1,516	全47
第18回	1997 (平成 9)	09.13 -15	大分	1,375	全47
第19回	1998 (平成10)	10.14 - 19	沖縄	1,931(+571)	全47(+アジア)
第20回	1999 (平成11)	11.22 -23	熊本	2,192	全47、8か国
第21回	2000 (平成12)	10.20 -22	岩手	1,278	全47
第22回	2001 (平成13)	10.26 -29	静岡	1,782	全47
第23回	2002 (平成14)	08.30 -09.01	島根	1,250	全47
第24回	2003 (平成15)	09.26 - 28	石川	1,213	全47
第25回	2004 (平成16)	11.12 -14	鹿児島	1,303	全47
第26回	2005 (平成17)	08.26 -28	大阪	1,448	全47
第27回	2006 (平成18)	09.16 -18	宮城	1,165	全47
第28回	2007 (平成19)	10.26 -28	山口	1,267	全47、2か国
第29回	2008 (平成20)	09.26 -28	宮崎	1,265	全47
第30回	2009 (平成21)	09.19 -21	愛知	1,573	全47、2か国
第31回	2010 (平成22)	09.17 - 19	東京	2,084	全47
第32回	2011 (平成23)	08.26 -28	和歌山	1,486	全47
第33回	2012 (平成24)	09.21 -23	岡山	1,961	全47、2か国
第34回	2013 (平成25)	09.06 -08	佐賀	1,590	全47
第35回	2014 (平成26年)	09.19 -23	岩手	1994(+935)	全47(+アジア)
第36回	2015 (平成27)	10.30 -11.01	岐阜	2,196	全47、4か国
第37回	2016 (平成28)	09.17 - 19	新潟	2,081	全47、4か国
第38回	2017 (平成29)	09.27 - 29	和歌山	2,263	全47、8か国
第39回	2018 (平成30)	09.22 - 24	鳥取	2,015	全47
第40回	2019 (令和元年)	09.13 -16	群馬	2,231	全47、10か国
第41回	2020 (令和 2)	中止			
第42回	2021 (令和 3)	中止			
第43回	2022 (令和 4)	中止			
第44回	2023 (令和 5)	10.07 - 09	山口	1,778	全47、5か国
第45回	2024 (令和 6)	09.21 - 23	京都	2,026	全47
第46回	2025 (令和 7)	10.04 - 05	福岡		

(公社) 日本マスターズ陸上競技連合主催 『第45回全日本マスターズ陸上競技選手権 2024京都大会』プログラムp.36

(公社) 日本マスターズ陸上競技連合、2014 『会報 第32号 2014』p.66 より逢坂作成

表2. 都道府県対抗全日本マスターズ駅伝大会開催地一覧			
回数	開催年 西暦 (和暦)	開催期日(月日)	開催地 (都道府県)
第 1回	1987 (昭和62)	4.12	大阪
第 2回	1988 (昭和63)	11.6	大阪
第 3回	1990 (平成 2)	3.25	大阪
第 4回	1991 (平成 3)	3.24	大阪
第 5回	1992 (平成 4)	3.22	大阪
第 6回	1993 (平成 5)	3.7	大阪
第7回	1994 (平成 6)	3.6	大阪
第8回	1995 (平成 7)	3.6	大阪
第9回	1996 (平成 8)	3.31	鳥取
第10回	1997 (平成 9)	4.20	鳥取
第11回	1998 (平成10)	4.19	鳥取
第12回	1999 (平成11)	5.9	和歌山
第13回	2000 (平成12)	4.23	滋賀
第14回	2001 (平成13)	4.22	滋賀
第15回	2002 (平成14)	4.21	鹿児島
第16回	2003 (平成15)	4.13	岡山
第17回	2004 (平成16)	4.17	和歌山
第18回	2005 (平成17)	4.17	福井
第19回	2006 (平成18)	4.16	富山
第20回	2007 (平成19)	6.10	滋賀
第21回	2008 (平成20)	4.20	鳥取
第22回	2009 (平成21)	4.26	鳥取
第23回	2010 (平成22)	11.21	山口
第24回	2011 (平成23)	12.18	山口
第25回	2012 (平成24)	11.11	東京
第26回	2013 (平成25)	3.2	東京
第27回	2014 (平成26年)	12.7	山口
第28回	2015 (平成27)	3.20	滋賀
第29回	2016 (平成28)	3.19	滋賀
第30回	2017 (平成29)	10.1	滋賀
第31回	2018 (平成30)	11.18	愛知
第32回	2019 (令和元年)	11.17	愛知
第33回	2020 (令和 2)		
第34回	2021 (令和 3)	12.19	東京
第35回	2022 (令和 4)	12.18	東京
	2023 (令和 5)		
	2024 (令和 6)		
	2025 (令和 7)		

日本マスターズ陸上競技連合事務局保管資料より逢坂作成 (2026.1.19入手)

第33回 (2020年) は資料がなく開催の有無も含めて不明。

(2) 競技規則の特徴

マスターズ陸上競技選手権大会（全国大会および都道府県それぞれで行われる大会および九州地区、四国地区などの単位で行われる大会）においては「高齢者が陸上競技の種目で競う」ことから、選手の年齢による体力低下に配慮しつつも平等性を保ちながら競い、記録の公認を成り立たせるため、特徴的な規則が設けられている。

まず大会は公認の陸上競技場で開催され、日本陸上競技連盟の公認審判員によって運営される。記録公認のために競技は「日本陸上競技連盟競技規則、日本マスターズ陸上競技連合競技規則・競技細則および（当該）大会規定」に則り運営されている。

一方、年齢による体力低下への配慮から、年齢に応じた競技を行えるようハードルの高さ、ハードル設置の間隔、砲丸・ハンマー・やりの重量、跳躍競技の踏切位置などについては、日本陸上競技連盟規則とは異なるルールが設けられている⁽¹⁰⁾。また出場資格の下限年齢は男性(M) 18歳、女性(W) 18歳であり、各種目5歳刻み（例えばM50＝男子50～54歳、W60＝女子60～64歳）の年齢別クラス（ただし18歳～24歳は一つのクラス）が設けられ、高い年齢の選手の不利をできる限り少なくするために5歳の年齢幅の選手で競われる。なお18歳～24歳については日本学生連合に登録をしていない者とされている⁽¹¹⁾。

2. マスターズ大会、マスターズ陸上参加者に関する先行研究と

「古い」

(1) 参加者の身体機能に着目した研究と「古い」

マスターズ大会が日本の文献で初めて取り上げられたのは1986年に刊行された宮下光正、武藤芳照編『高齢者とスポーツ』（東京大学出版）においてであった。その「第九章 マスターズスポーツ」において著者の岩岡は、マスターズスポーツの世界大会が陸上競技だけではなく、ダイビング、水泳、シンクロナイズドスイミング（本書ママ）、ボート、バスケットボール、水上スキーなど全20種目の参加資格を紹介している。そのうえで第一回世界マスターズ大会（1985年、トロント）資料を訳出し大会を以下のとおり紹介している。

「……マスターズ大会は、”生涯スポーツ“(Sport for Life)”の理念を押し進めるために創り出された大会である。同大会は、フィットネスと健康

を強調しつつ、多数の参加者を優秀性の追求と友好的な競技による興奮へと誘うものである。……マスターズ選手たちは世界中からやってくるが、それは各国代表としてではない。選手たちは各自の種目に適したユニフォームを着た個人として競技に参加するのである。……」

(岩岡、1985、pp. 195-196)

岩岡は1986年、当時の日本でまだあまり知られていなかったマスターズスポーツの種目による大会開催状況と、選手の動向を紹介した。そしてすでに日本国内で大会が開催されていた全日本マスターズ陸上競技選手権大会の紹介とともに大会で活躍する選手の身体機能の分析結果を示している(岩岡、1986: 195-215)。こうしたマスターズ陸上参加者の競技場での姿と、それを支える身体機能に着目した研究は、高齢社会において高齢者が生き生きと生活するために、マスターズ大会参加者が一つのモデルとなりうることに着目した最初のものといえる。筆者は拙論において、先の宮下の研究も含め、マスターズスポーツおよびその参加者を対象とした先行研究を行っている(逢坂、2009)。

そしてマスターズ大会参加者の身体機能や加齢に伴う変化を主題とした研究は、2010年代以降もみることができる。世界マスターズ陸上競技100mの各年代の優勝者に注目し、加齢に伴う走動作や疾走速度の変化について検討した福田らの研究(福田ら、2016、p. 67)や、「高齢アスリートの実態把握を目的として」、「高高齢エリートアスリート」の食事摂取状況を調査した相川らの研究(相川ら、2016、pp. 257 - 263)、また、マスターズ陸上参加者の競技記録と「老化」の関係について論じた日野、大下の研究が挙げられる(日野、大下、2016、pp. 17-26)。

このうち福田らの研究は、中高齢者の加齢にともなう疾走速度と走動作の変化に着目し、疾走速度と動作解析からこれらの変化を明らかにした。筋力や筋委縮の加齢にともなう低下を抑える工夫が必要との提言を行ったものである。また相川らの研究は、マスターズ大会参加者のなかでも極めて高い成績を収めている選手を対象として食事の摂取状況を明らかにしている点で「元気な高齢者」の食事についての知見が示されたといえる。しかし一般的な高齢者に対しては限定的といえよう。

日野、大下の研究は、マスターズ陸上参加者の年齢と競技記録(60m、100m、1500m、走り幅跳び、1位から6位の、それぞれ2011年、2013年、2014年の記録)と年齢の相関を分析している。競技記録という競技の場面に着目しながら「老化」について言及している点で、いくつか知見を得ることができる。この論稿においては、加齢と陸上競技記録の低下との関係性を分析した結果、80歳以上の高齢期では著しい老化速度の増大が確認されたとして以下のように述べている。

高齢者の場合には、老化が進行してマスターズ陸上競技大会に参加することができなくなった多数のひとたちの存在を考慮すると、この研究で求められた75又は80歳以上の高齢者の老化速度は、それでも過少に評価されている可能性が高いと考えられる。加齢はすべてのヒトに平等に起こる現象であるが、加齢とともに起こる身体機能の総合的な低下（老化）は大きな個人差を伴って表現される。……略…… 老化速度は、単に年齢だけではなく、遺伝要因の他、トレーニングの質と量、食生活や健康に対する考え方など数値化しにくい個人差の影響を大きく受けると考えられる。……略……マスターズ陸上競技大会への参加者の人数は80歳以上の年齢階級で、男女共に非常に少ないという事実と、マスターズ陸上競技で80歳を超える参加者はかならずしも若いときから上位入賞者であったわけではないという事実を考慮すると、若いときから上位入賞するほどハードなトレーニングを続けることが、より高齢になって老化速度を大きくする要因になる可能性を否定できない

(傍線 筆者、日野、大下、2016、p. 25)。

この論稿からは、これまで「若々しい」とされてきたマスターズ陸上参加者について、他の研究とは異なる「マスターズ大会参加者像」が提示されている。それは80歳以上の高齢期において活動的な高齢者だけではなく、老化の進行の増大とともに「参加することができなくなったひとたち」が存在することに触れていることである。マスターズ陸上の現在の参加者だけではなく、過去にマスターズ陸上に参加し現在は「参加することができなくなったひとたち」の存在への着目が示唆されている。

そして老化速度に影響を与えるものとしては、健康に対する考え方など数値化できない個人差があることを指摘していること、さらにマスターズ陸上参加者の「若々しさ」として表現されるハードなトレーニングが老化速度を増大させる可能性があることを論じている。

またこの論稿においては「健康に対する考え方を含む生き方を修正することによる老化速度の低下の可能性」について触れながら、修正の方法については今後の老化研究のテーマであるとしている(日野、大下、2016、p. 25)。日野、大下の述べるとおり「加齢はヒトに平等に起こる現象」でありながら「個人差を伴うもの」である。ヒトの「健康」に対する考え方と同じく「老い」に対する考え方も数値化されないものであり、その向き合い方は、ヒト本人の身体の「老化」からも影響される。ここからヒトの「老い」の向き合い方を検討するとき身体機能との関係から「老い」を考慮する必要が示唆された。「老い」を論じたボーヴォワールは次のように述べる。

人間は決して自然状態において生きる者ではなく、老年期においても他の

すべての年齢においてと同様、彼の身分は彼が所属する社会によって課せられるのである。……略…… 老いとはすぐれて心身医学の領域に属するものなのである。しかしながら、個人の心情生活とよばれるものは、彼の実存的状況の照明によってしか解明されえない。したがって彼の実存的状況もまたその肉体に影響をあたえ、その逆でもある（ポーヴォワール、2021（2013）、p. 15）。

マスターズ陸上参加者の「老い」の向き合い方を主題としている本稿において、研究方法と視点はスポーツ社会学を土台とする。スポーツ社会学領域においてはヒトが社会的存在であり、社会との相互作用によって価値観や考え方が形作られるという前提から、個人の「老い」に対する考え方も社会からの働きかけがある点を考慮する必要がある。つまり個人の心情生活としての「老い」が、社会の影響との相互作用にあるものと捉えることになる。

一方、日野、大下の研究は、加齢に伴う身体機能（骨格筋の収縮速度、有酸素運動や無酸素運動の能力など）を主題としており、研究方法はスポーツ社会学の領域で扱う対象とは異なる。しかしこの論稿からマスターズ陸上参加者の「老い」との向き合い方を検討する際、加齢による個々の身体機能の衰え、つまり個人の「老化」の状況は個人の「心情生活としての「老い」、つまり「老いとの向き合い方」に影響をあたえ、またその逆、つまり「心情生活としての「老い」が身体機能に影響をあたえることもあるという点について考慮する必要性を示すものである。

（2）参加者に対する調査研究と「老い」

マスターズ大会参加者およびマスターズ陸上参加者の身体機能以外を主題とした研究として、主に調査票調査の分析によるものがみられる。2000年代、マスターズ大会参加者をはじめとした高齢者の、活発なスポーツ活動の意義や課題について分析を行ったもの（柴田、2002、pp. 756-758）や、高齢者スポーツ実施者を「アクティブ・シニア」とよび、多様な属性をもつ高齢者を3つのグループに分類し、それらの事例をモデル化して、アクティブ・シニア育成への提言を行ったもの（山口、2002、pp. 759-762）が挙げられる。これらの研究は、「活発な高齢者」「元気な高齢者」の存在に着目し、高齢社会における高齢者にとってのマスターズスポーツ、マスターズ陸上の可能性や意義を探ろうとしたものといえる。

2010年以降、マスターズ陸上参加者に対する調査から高齢社会におけるマスターズ大会（イベントとしての）や高齢者に対する有用性について論じたものとしては、板東らの研究や岩本らの研究を挙げることができる（板東ら、2016、

pp.1023-1031、岩本ら、2023、 pp. 25-35)。

このうち板東らは抗加齢医学領域の立場から QOL、生活状況、価値意識の調査を行い、マスターズ陸上参加者をアンチ・エイジングのモデルとしてマスターズスポーツの有用性を「便益」という語を用いて論じている(板東ら、2016、pp. 1023-1031)。板東らは本論稿の前の研究で「マスターズ陸上参加者は「アンチ・エイジングのモデル」ともいわれる運動習慣を有する」ことを導き出したとしている。そのうえで、国際ゴールドマスターズ陸上競技大会(開催; 2013年10月、京都)参加者140名(平均64.3±12.1歳、男性100名、女性40名)を対象に、身体・心理・生活習慣やスポーツへの志向性などについて調査を行い、心身医学的な視点で分析を行ったとしている(板東ら、2016、pp. 1023-1031)。

その結果「マスターズスポーツは参加者にとって余暇活動の一環」であり、「余暇活動としてのマスターズスポーツの概念を「スポーツ活動を通して、仕事や家事などの日常生活の拘束から離れて、休息、気晴らし、楽しみ、自己開発などの総体」であると述べている(板東ら、2016、p1027)。また QOL 共通問診票 (Anti-Aging common Questionnaire for QOL: AAQOL) を含む解析法や運動の志向性などの指標を用いてマスターズ陸上もたらす便益を包括的に調べ、マスターズ陸上は「身体面に加え精神面でも大きな便益がもたらされている」ことを明らかにした。さらにマスターズ陸上参加者については「通常心身医学や診療内科の臨床現場でかかわる対象者から対極にある存在」であると述べている(板東ら、2013、p. 1029)。こうした板東らの研究はマスターズ陸上参加者に対する調査票調査の結果にもとづき、マスターズ陸上への参加者によって「便益」がもたらされることを明らかにし、社会における有効性を論じたものである。

一方、本論稿においては、以下にあげる 3 つの課題を挙げるができる。まず1つめは先述のように板東らは本論稿の前の研究を受けて、本論稿のマスターズ陸上参加者に対しても前提として「アンチ・エイジングのモデルともいわれる運動習慣を有するマスターズ選手」と捉えていることである。マスターズ陸上参加者を「アンチ・エイジングのモデル」として肯定的な部分に焦点を当てることによって、マスターズ陸上の有用性は論じることができる。しかしながらこうした前提でマスターズ陸上参加者を捉えることによって、「老い」に伴う悩みや参加者それぞれが抱える課題などへの視点が隠されてしまうという点が課題として残される。

2つめはマスターズ陸上参加者に対する調査から「身体面に加え精神面でも大きな便益がもたらされている」として、社会におけるマスターズ陸上の有用性、参加者に対する「便益」を提示していることである。確かに得られた調査結果からマスターズ陸上の参加によって「便益」がもたらされるとする主張は理解できる。しかしここで示された大会参加により「便益」がもたらされたとする点については、逆の可能性も考えられるのではないだろうか。すなわち身

体面、精神面の充実度が高い高齢者が、マスターズ陸上に参加しているという可能性である。先述の日野、大下の研究では、身体面と精神面において加齢に伴う低下によって「参加することができなくなった人たち」の存在が指摘されていた。「加齢に伴う低下によって参加できなくなった人たち」は当然この大会にはいないことから、参加者がすでに「身体面、精神面の充実度が高い高齢者」である可能性を考慮する必要があるだろう。

3 つめは、板東らはマスターズ陸上参加者を「均一で特化された群」（板東、2016、p. 1029）であり「心身医学や心療内科の臨床でかかわる対象者から対極にある存在」とするが、先の逢坂の研究（逢坂、2009）が示したようにマスターズ陸上参加者の意識が一樣ではないとの視点に立つならば、板東がマスターズ陸上参加者について述べる「均一で特化された群」、「心身医学や心療内科の臨床でかかわる対象者から対極にある存在」（板東、2016、p. 1029）とする捉え方はマスターズ陸上参加者に対する固定的な捉え方もいえよう。

つぎに岩本らは、「マスターズスポーツイベントの参加者（中高年）」を、今後の高齢社会の生涯スポーツとして重要な役割を担うものとして、大会満足度と幸福感を明らかにすることを目的とした研究を行っている。特に社会化パターン（早期社会化群、再社会化群、後期社会化群）に着目し、大会満足度と協調的幸福感の関連性を比較している。そして中高年のスポーツ活動が学生時代からの継続だけではなく、途中からの開始や、一時は途中でやめたものの再開するなど、複雑な経緯をたどる点に着目している（岩本ら、2023、pp. 25-35）。

岩本らはマスターズ陸上参加者が「就職・転職・結婚、子育て、離婚、介護等の参加者それぞれの状況によって複雑な経緯をたどる」とし、幸福感調査を行うにあたり「学生時代の競技としてのスポーツとは異なる」ことを示している（岩本ら、2023、p. 27）。マスターズ陸上参加者について競技場における姿だけではなく、日常のライフイベント、つまり「就職、転職、結婚、子育て、離婚、介護等」を視野に入れて論じられている点で示唆されるところが多い。老いの過程について考えるとき、こうした日常生活のライフイベントとの関わりから検討することも重要であることが示された。

このほか高齢者に対してアクティブエイジング推進の立場からマスターズスポーツ人口拡大のための「予測要因」を明らかにした園田らの研究（園田ら 2017、pp. 13-23）や、国外マスターズスポーツ大会に参加する際に、スポーツ活動を阻害する要因とそれをどのように克服したかを「阻害要因折衝」の概念を用いて質的調査（半構造化インタビュー）により明らかにし、スポーツ活動を推進する方策を探る彦次らの研究がある（彦次ら、2018、pp. 49-55）。さらに参加者そのものではなく、日本と海外のマスターズスポーツの現状や動向に着目し、マスターズスポーツの可能性について検討した研究（谷ら、2006、pp. 354-359 : 谷藤 2012、pp. 365-371 : 植木、2021、pp. 369-376）もみられる。

これらの研究において共通しているのは、高齢者や社会にとってのマスター

ズあるいはマスターズ陸上が、すでに研究の前提において「善いもの」「推進されるべきもの」として一定の価値観が通底していることである。以上、マスターズ、マスターズ陸上とその参加者を対象とした先行研究を検討してきたが、これらのなかでは参加者と「老い」の過程に着目したものは見出すことができなかった。

3. マスターズ陸上参加者を「老い」の視点で捉えること

(1) 統計で示された「老い」の期間

厚生労働省は2025年7月30日、日本における平均寿命は、男性89.09年、女性は87.13年と報告した⁽¹²⁾。そして厚生労働省2024年の「健康寿命の令和4年値について」には、2010年から2022年まで3年ごとに、男女別の「日常生活に制限のない期間の平均」と「日常生活に制限のある期間の平均」が明示されている⁽¹³⁾。表3はこの厚生労働省資料を写したものであり、「日常生活に制限のない期間の平均(a)」と「日常生活の制限のある期間の平均(b)」および「(a)と(b)の合計：平均寿命」である。つまり「(a)と(b)の合計：平均寿命」から「日常生活に制限のない年齢(健康寿命)」を引いたものが「日常生活に制限のある期間」となる。

これをみると「日常生活に制限のある期間の平均」は男性が2010年の9.22年から2022年には8.49年に、女性は2010年に12.77年から2022年には11.63年に、いずれも短くなっている。平均寿命に比べて健康寿命の延伸がわずかに大きいことで、こうした結果となっていることがわかる。

この表に照らすならばマスターズ陸上参加者は「日常生活に制限のない期間」を過ごしていると考えられる。一方「日常生活に制限のある期間の平均」については短くなることはあっても、ゼロになることはないであろう。ヒトにとっては、「日常生活に制限のある期間」もまたそのヒトの人生の一部として重要であろう。高齢者の多くが、7年から12年の間、「日常生活に制限のある期間」を過ごすのであり、これについては期間の差があるにしてもマスターズ陸上参加者も同様と考えられ、その期間への着目も重要と考えられる。

そしてマスターズ陸上参加者の場合、マスターズ陸上への参加という日常生活動作以上に身体機能に負荷をかける活動を行なおうとする場合には、表にある「日常生活に制限のある期間」と同時かそれ以前の時期に、マスターズ陸上の活動が困難となる時期が訪れることが推測される。これまでのマスターズスポーツおよびマスターズ陸上研究においては、高齢者の「元気な姿」に焦点が当てられ研究がなされてきた。そこにおいてこれまで「老い」はみえにくい

ものであった。「日常生活に制限のある期間」に入る同じ時期かそれより前の時期から過ごすことになる約10年の期間、それまで「元気な高齢者」「アンチ・エイジングのモデル」とされていたマスターズ陸上参加者は、どのように老いと向き合い、かつての自らのスポーツ活動をどのように振り返るであろうか。

表3. 「日常生活に制限のない期間の平均」と「日常生活の制限のある期間の平均」(年)
:2010・2013・2016・2019・2022年における全国の推定値と信頼区間

性別	年次(年)	日常生活に制限のない期間の平均(年)			日常生活に制限のある期間の平均(年)			(a)+(b) : 平均寿命(年)		
		推定値(a)	95%信頼区間		推定値(b)	95%信頼区間		推定値	95%信頼区間	
男性	2010	70.42	70.28	70.55	9.22	9.08	9.35	79.64	79.60	79.67
	2013	71.19	71.07	71.32	9.01	8.89	9.14	80.21	80.18	80.24
	2016	72.14	72.01	72.27	8.84	8.71	8.96	80.98	80.95	81.01
	2019	72.68	72.55	72.81	8.73	8.60	8.86	81.41	81.38	81.44
	2022	72.57	72.43	72.71	8.49	8.35	8.62	81.05	81.02	81.08
女性	2010	73.62	73.46	73.77	12.77	12.62	12.92	86.39	86.36	86.42
	2013	74.21	74.07	74.35	12.40	12.27	12.54	86.61	86.58	86.64
	2016	74.79	74.65	74.94	12.34	12.20	12.49	87.14	87.11	87.16
	2019	75.38	75.23	75.53	12.06	11.92	12.21	87.45	87.42	87.47
	2022	75.45	75.30	75.61	11.63	11.48	11.78	87.09	87.06	87.11

資料注 ; 「基礎資料として、健康情報は国民生活基礎調査を、死亡情報は簡易生命表と人口動態統計を用いた。2016年の健康情報は、国民生活基礎調査が熊本地震により熊本県を調査していないため、熊本を除く全国のものを用いた。」

(出典) 厚生労働省健康・生活衛生局健康課、2024「健康寿命の令和4年値について」厚生労働省 第4回健康日本21 (第三次)

推進専門委員会 令和6年12月24日 表1-1 <https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/001363069.pdf> (2025.3.3)

より逢坂写す。資料注はそのまま引用。

(2) 高齢者の身体活動と「老い」に関する先行研究の検討

これまでみてきたようにマスターズおよびマスターズ陸上参加者に関する研究で「老い」を視点としたスポーツ社会学領域における研究は、逢坂のほかに見出すことができなかった。一方、スポーツ社会学領域において高齢者の身体活動を「老い」の視点で論じたものとしては竹崎の研究が挙げられる(竹崎、2015、pp. 47-61)。

竹崎は高齢者の身体活動あるいはスポーツ活動を「老いゆく身体をもつ高齢者の身体実践」として論じている。アンチ・エイジング市場の高まりのなかで「老いゆく身体に対する身体実践が一般的になりつつある」として、高齢者の「身体実践がクオリティライフ(ママ)の達成や社会的関係の構築、アイデンティティ再獲得に繋がる」という価値に着目した。そして「なぜ高齢者たちがそ

の価値を求めているのか」「どのように価値づけられていくのか」を問題意識として男性高齢者ボディビルダーを事例としてフィールド調査を行っている（竹崎、2015、pp. 47-61）。

竹崎は、それまでの高齢者スポーツ研究にみられた前提としての「称揚」から「距離をとりながら考察すること」が高齢者の身体実践を「具体的な生きられた経験として描き出す新たな視座の可能性」となると述べている（竹崎、2015 p. 49）。こうした竹崎の高齢者スポーツ論への接近は、これまでみてきたマスターズ参加者およびマスターズ陸上参加者研究の前提として通底していた「善なるもの」「推進するべきもの」との視点とは異なるものであり、高齢者の「古い」の現実を探るアプローチとして示唆的である。

また竹崎は、逢坂の論稿（逢坂、2009）を取り上げ、「高齢者の身体実践の価値が、単一・単線的な図式ではなく、複数存在すること」や「スポーツ実践とは決して「古い」を解決するための実践だけではなく、スポーツを通じて「古い」を経験することによる新たなアイデンティティの模索、老いてもなおできることの喜びも、高齢者の望ましい生を構成する要素となっている」との考察を評価する（竹崎、2015、p. 51）。しかしその一方で、「「古い」を個人的な認知の問題にのみ還元している」点が課題であると指摘している（竹崎、2015、p. 51）。そのうえで「「古いゆく身体を再定義するために彼らが何をしているのか」を捉えるには他者からどう見られたかではなく、いかに自己を他者から差異化しているかを見る必要がある」として質的調査の視点を示している。

竹崎は主に競技的な高齢ボディビルダーによる「語り」に着目し、そうしたボディビルダーが自らを「異常な高齢者」と位置づけ、「健康志向」のボディビルダーを「普通の高齢者」として差異化していることを明らかにした。そして競技的なボディビルダーは「古い」を受容しながらも、なによりも「普通の高齢者」とならないことを重要と考えており、「異常な高齢者」であり続けようとしていることを示した（竹崎、2015、p. 59）。

このように竹崎の論稿は、「古い」をどのように捉えているかを対象者の語りから、他者との差異化という視点で読み解いている点において得るところが多い。竹崎が逢坂の論稿について指摘したとおり「「古いの経験」には、自己だけではなく他者も重要な役割を担っている」とする点においても重要な視点と思われる。しかしそうであるならば「競技的なボディビルダー」の差異化される「他者」を、「健康志向のボディビルダー」として分析する図式は、単純に思われる。差異化は予め定めたカテゴリー（「健康志向のボディビルダー」と「競技的なボディビルダー」）だけではなく、一見同質と思われる「他者」、すなわちこの論稿の対象であれば、同じ競技的なボディビルダーからも「古い」についての考え方や「健康志向のボディビルダー」に対する捉え方に、なんらかの影響を受けている可能性があることを考慮する必要があるだろう。またこの論稿では対象とならなかった「健康志向のボディビルダー」の身体実践についても、

その語りについて分析されるならば、さらにボディビルという身体実践と高齢者の生の在り方が詳細にみる事ができたものと思われる。

このほか身体活動と「老い」について検討した研究として星野のものが挙げられる。星野は現代社会において広告などで謳われる「理想とされる身体」について疑問を投げかける。「唯一の「理想的な」身体など存在しない」としたうえで、「ここで問いたいのは、現代における「理想的とされる身体」がいかなるものを包摂し、いかなるものを排除しているのかということである」（星野、2020、p. 18）という。

現代社会においては「健康で」「引き締まった」身体像をモデルとしており、それを星野は「規範的身体」とよび、「規範的身体から外れたところにある身体」に「所与の規範から「逸脱した」身体」と捉える。「理想的な身体」とその逸脱の背後にひそむイデオロギーを炙りだそうとしている。そして「理想的な身体」のイメージが隠蔽する「老い」と「弱さ」に焦点を当て、イヴォンヌ・レイナー、土方巽という二人のダンサーの実践から論じている（星野、2020、pp. 18-25）。この論稿は「老い」ゆく身体をもつ主体の「理想とする身体」像と実際の「老い」ゆくときの主観的感覚を個人がどのように捉えるのかを、二人のダンサーを事例として捉えたものである。

逢坂は、マスターズ陸上参加者の「老い受容」と「若さ志向」の年齢分布について調査し、「老い受容」の割合が「若さ志向」志向を逆転するのが50歳台でみられ、60歳台から顕著になることを示している（逢坂、2004）。これは同時期に同じ調査を行った佐藤のものが男性、女性ともに60歳台後半から「老い受容」に移行している結果と比べるとやや若い年齢となる（佐藤、2004）。マスターズ陸上参加者が老いを感じる場面は、日常生活の場面と同時にスポーツ活動の場面でもあるだろう。それはスポーツ活動を行っていない高齢者より早い段階での身体感覚の気づきとなり、老いの受容へとつながるものと推測される。一般的に日常生活で感じる自身の老いや老いを受け入れていく過程とともに、スポーツ場面で老いを感じ受け入れていく過程について考慮する必要があるだろう。特に星野の論稿から、マスターズ陸上参加者が「理想的な身体」と感じられる自己の身体と、「老い」の過程で「逸脱している」と感じられる身体がどのような「ことば」となるのかについては、星野の論稿を参考にできる。

本稿2(1)において取り上げた日野、大下の論稿においては、マスターズ陸上参加者の身体機能の低下にとまなう、参加者個人の「健康に対する考え方」ななど、数値にならない要因に着目すべきと示された。そして身体機能の低下、すなわち老化と、日常生活における老いを含めた考え方つまり心情生活（ポーヴォワール）との相互関係への視点が示されたが、星野の論稿からはさらに、自己の身体感覚、すなわち自己にとって「理想的とする規範的感覚」と「逸脱」の感覚、日常生活およびスポーツ活動場面での「規範的」感覚と「逸脱」の感覚、そしてそれに対する考え方などに焦点をあてる必要性が示

されたといえる。

ところで、これら身体の生物学的な老いと、日常生活において社会との関係で語られる「老い」については見附の論稿が挙げられる。見附は「生物学的現象としての「老い」と、老いととも高年齢者がおかれることになる社会状況としての「老境」とを区別し、これら二つ、つまり「老境」だけではなく「老い」にも社会的アプローチを行うことを試みている（見附、2023、pp. 51-65）。見附は「老い」自体が社会的に構成されたものとして捉え、「老いの生態学的モデル」（M. Powell Lawton）を下敷きに、さらに「老い」について、社会的構成という理解の理論的基礎づけを行っている。マスターズ陸上参加者が自身の「老い」と向き合っているか、つまり自身の「老い」についてどのように考えているのか、についての検討を明らかにするにあたり、見附の論稿からは「老い」ということが示す多面性の整理の必要性が示されたといえる。

4. おわりに：マスターズ陸上経験者と「老い」の課題

本稿はマスターズ陸上参加者が自らの「老い」とどのように向き合っているか探ることを最終的な目的とし、そのための先行研究の検討を行ってきた。先行研究の検討からマスターズ陸上参加者において「老い」の過程のなかでの「心情生活（ボーヴォワール、1970、p. 15）」はどのようなものであり、自らの身体機能の加齢をどのように評価し、「老い」と向き合っているのか、についての視点と、その際に考慮すべき点などを探ってきた。これら先行研究から今後質的調査を実施するうえで新たな知見を得ることができ、考慮すべき点も見出すことができた。それは以下に挙げる4つの点である。

1 つめは、「老い」を検討する」としたとき、それは何を明らかにすることなのか、「老い」とはなにを指すのかを明確にしなければならないことである。本稿でみてきたように、マスターズ陸上参加者の「老い」の向き合い方」といった場合、換言すれば「自身の「老い」」の状況を「どのように考えるか」あるいは「どのように評価するのか」ということになるだろう。しかしここでいう「自身の「老い」」については、客観的数値として表示される身体機能の低下、いわゆる「老化」のほかに、星野が述べたような「理想的に感じる」身体感覚と実際に自身の身体活動で感じた理想からはずれた「逸脱」の身体感覚をどのように考えるか、といった点も「老い」の考え方」ということができる。「老い」の向き合い方」という表現の曖昧さを明確にし、さらに見附のいうように、高年齢者が加齢とともに受けることとなる社会状況としての「老境」だけではなく、「生物学的に捉えられる「老い」も「社会的に構成されたもの」であると示す知見についても検討する必要があるであろう。

2 つめは、研究の対象として現在のマスターズ陸上参加者のみではなく、かつてマスターズ陸上に参加し、現在は参加できなくなった中高年者にも着目することである。それは、本稿2(1)で示した日野、大下の論稿で触れられていたように、また本稿3(1)においてマスターズ陸上参加者も「日常生活に制限のある期間」を過ごすことへの視点から得られたものである。つまりこれまで着目されることがなかった、老化によりマスターズ陸上に参加できなくなった人たちの存在に着目することにより、「古い」とスポーツ活動を検討するための重要なヒントが隠されていると思われるからである。このことから今後は過去にマスターズ陸上に参加し、現在は参加できなくなった中高年者も視野に入れ、「マスターズ陸上経験者」として、研究の対象に含めることとする。

3 つめは、今後対象とするマスターズ陸上経験者に対して、また現在のマスターズ陸上参加においても「アンチ・エイジングのモデル」「理想的な高齢者」とする視点は採用しないことである。これは、先述の竹崎の研究において「称揚」ではなく、距離を置くことによって対象の「生きられた経験としての古い」を明らかにできるとする主張を支持するものである。そして研究対象を一定の価値観、つまり「理想化」して捉えることを避けるためである。調査対象者を「理想的な高齢者」とする視点を排除することによって、マスターズ経験者の「古い」の現実をより明らかにできると考えるからである。

4 つめは、竹崎で示されたように、「古い」が他者との関係で形作られていくこと、また星野や見附の論稿にあるように、これまで社会学領域では捉える範囲とされてこなかった「身体感覚としての逸脱」としての「古い」がマスターズ陸上経験者にどのように語られるかという視点や、「生物学身体」の状況の「古い」が社会的構成のなかにあることを考慮することである。星野、見附の論稿で示された理論についても、質的調査を含むつぎの論稿でどのように組み込むか、検討する必要があるだろう。

註

(1) 大会名について、2024年開催の第45回京都大会では「全日本マスターズ陸上競技選手権大会」、2025年開催の第46回福岡大会では「日本マスターズ陸上競技選手権大会」とされている。したがって本稿では福岡大会については後者（「日本マスターズ……」）を、これまでの大会名を指す場合には前者、すなわち「全日本マスターズ……」を採用する。

(2) JMA 日本マスターズ陸上「日本マスターズ陸上競技選手権 2025 福岡」 都道府県・国別参加人数 <https://japan->

masters.or.jp/site_data/files/2025/2025%E7%A6%8F%E5%B2%A1/%E9%83%BD%E9%81%93%E5%BA%9C%E7%9C%8C%E5%88%A5%E4%BA%BA%E6%95%B0.pdf (2025. 12. 26)

- (3) 本稿では陸上競技に限らず、水泳、ハンドボールなど高齢者による様々な「マスターズスポーツ」を「マスターズ」、「全日本マスターズ陸上競技選手権大会(2025年からは「日本マスターズ陸上競技選手権大会」)」については「マスターズ陸上」とし、それぞれの参加者を「マスターズ参加者」、「マスターズ陸上参加者」と記すこととする。
- (4) 「人生後半こそ輝け！“スーパー高齢者”の競技会」、NHK『クローズアップ現代』No. 3415
2013年10月10日放送
- (5) 現在は「MASTERS ATHLETICS」「MASTERS GAMES」のように「MASTERS」の名称が使用されるのが一般的となっているが、1960年代に始まった当初、しばらくの期間は「老巧な」スポーツ選手の意味を示す「VETERAN ATHLETICS」「International Veteran Track and Field meets」のようにベテランズが使用されることがあった
(WORLD MASTERS ATHLETICS <https://world-masters-athletics.org/world-masters-athletics/> (2025. 8. 9))
- (6) International Masters Games Association (IMGA); About the IMGA
<https://www.imga.ch/about-the-imga/> (2025.8.7)
- (7) WORLD MASTERS ATHLETICS / WARLD STADIA CHAMPIONSHIPS RESULTS & HISTORY <https://world-masters-athletics.org/world-championships-stadia-history/>
(2025. 8. 9)
- (8) マスターズのページ 青春の火は燃ゆ「発祥の地、和歌山マスターズ 結成以来、40年を振り返る」
https://japan-masters.or.jp/site_data/files/201804-152-153.pdf (2025. 8. 25)
- (9) マスターズのページ 青春の火は燃ゆ「古き大会を訪ねて 当時活躍したレジェンドたち」
https://japan-masters.or.jp/site_data/files/202103-158-159.pdf (2025. 8. 25)
- (10) 例えば男子ハードル種目のショート（直線で行われる種目）の場合、M24～M30クラス（Mは男子、数値は年齢クラスを表し、M24は学生連盟への登録がない男子18歳から24歳のクラス、M30は30歳から34歳のクラス）種目は110mハードルであり、ハードルの高さ1.067m、スタートから第1ハードルまでの距離13.72m、10台のハードルの間隔9.14mとなっており、これは日本陸上競技連盟が定める一般のハードル競技の規定と同じである（JAAF、(2025)『陸上ルールブック 2025年度版』p.175）。これらの条件は年齢クラスが上がるにつれて負担がないようにされており、M80+（男子80歳～84歳のクラス以上）では、種目が80mハードルとなり、ハードルの高さ0.686m、スタートから第1ハードルまでの距離12.00m、ハードルの間隔7.00mであり、ハードルの台数も8台となっている。このほか、こうした年齢クラスによる配慮は、投擲種目の用具の重量、跳躍競技の最初のバーの高さなどにみることができる『第45回 全日本マスターズ陸上競技選手権大会（プログラム）』【競技注意事項】pp.23-28)

- (11) (公財) 日本マスターズ陸上競技連合 競技規則 2016年4月1日改訂
<https://omaa.jp/pdf/kisoku-20160328.pdf> (2025. 8. 25)
- (12) 厚生労働省：平均寿命（2025年）が男性81.09年、女性87.13年に！女性は40年連続で世界1位を維持 <https://www.satsuki-jutaku.mlit.go.jp/journal/article/p=2818>
 (2015. 12. 19)
- (13) 厚生労働省健康・生活衛生局健康課、2024「健康寿命の令和4年値について」
 厚生労働省 第4回健康日本21（第三次）推進専門委員会 令和6年12月24日
 資料1-1 <https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/001363069.pdf> (2025. 3. 4)

引用・参考文献

- 相川悠貴、勝田茂、川島紫乃、麻見直美（2016）「国内最高齢マスターズ世界記録保持者の栄養素等摂取状況」日本栄養・食糧学会誌 69（5）pp. 257 - 263
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsnfs/69/5/69_257/_pdf/-char/ja よりダウンロード（2025年8月6日）
- 板東浩、竹中優子、中村巧、鴻池清司、米井嘉一（2016）「中高年マスターズ選手のQOL」心身医学 56（10）一般社団法人日本心身医学会 pp. 1023-1031
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjpm/56/10/56_1023/_pdf/-char/ja よりダウンロード（2025年8月6日）
- 彦次佳、伊藤央二（2018）「国外マスターズスポーツ大会参加者の阻害要因および阻害要因折衝：World Masters Games 2017 Auckland 参加者の事例研究」
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjls/15/2/15_49/_pdf/-char/ja よりダウンロード（2025年8月10日）
- 日野美代子、大下健幸（2016）「マスターズ陸上競技からみたヒトの老化」尚絅学院大学紀要（71）pp. 17-26
 Javascript:OnLinkClick(/record/299/files/KJ00010266459.pdf,299, 'open_date)よりダウンロード（2025年8月6日）
- 星野太（2020）「規範と逸脱：老いる身体、はぐれる身体」（特集スポーツ（1））『服飾研究』11. Spring pp. 18-25
- 福田厚治、貴嶋孝太、伊藤肇、石川昌紀、KOMI V Paavo（2016）加齢に伴うマスターズ陸上競技選手の疾走速度と走動作の変化」シンポジウム9：日本マスターズ陸上発祥の地、和歌山から高齢者トレーニングの方向性を探る、体力科学 65（1）p. 67
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jspfs/65/1/65_67/_pdf/-char/ja よりダウンロード（2025年8月6日）
- 岩本綾乃、照屋琴実、岡安功（2023）「マスターズスポーツイベント参加者の大会満足度と幸福感：社会化パターンに着目して」イベント学研究 7（1）： pp. 25-35
- 逢坂十美、藤原健固（1999）「全日本マスターズ陸上競技選手権大会参加者の競技志向に関

- する研究：参加者のスポーツ価値意識に着目して」、『中京大学体育学論叢』第四十一巻、第一号：pp. 41-55
- 逢坂十美、藤原健固（2003）「全日本マスターズ陸上競技選手権大会参加者の生活意識に関する研究」、『東海保険体育科学』Vol. 25(1)：pp. 23-38
- 逢坂十美（2004）「第 23 回全日本マスターズ陸上競技選手権大会参加者のスポーツ活動と生活意識に関する調査」、四国学院大学大学院、『社会学研究科紀要』第 4 号：pp. 53-74、「高齢者アイデンティティの形成過程に関する調査研究」、研究代表者 佐藤友光子、平成 12・13 年度科学研究費補助金（基盤研究（C）研究成果報告書、2005）
- 逢坂（松木）十美、（2009）「全日本マスターズ陸上競技選手権大会参加者の「古い意識」に関する研究」四国学院大学文化学会 2009『論集』128 pp. 1-28
- 佐藤友光子（2004）「高齢者の年齢意識とその意味をめぐって」研究代表者 佐藤友光子、平成 12・13 年度科学研究費補助金（基盤研究（C）研究成果報告書、2005）pp. 1-22
- 柴田博（2002）「高齢者スポーツの意義」『体育の科学』vol. 52、No. 10 杏林書院 pp. 756-758、シモース・ド・ボーヴォワール著（1970）朝吹三吉 訳、（2021（2013））『古い（上）新装版』人文書院 p. 15
- 園田大地、長ヶ原誠、彦次佳、谷めぐみ、松村雄樹、2017「中高齢者におけるマスターズスポーツ志向の予測要因に関する研究」生涯スポーツ研究 14(1)pp. 13-23
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjils/14/1/14_13/_pdf/-char/ja よりダウンロード（2025 年 8 月 15 日）
- 竹崎一真、（2015）「男性高齢者の老いゆく身体と身体実践—東京都 S ジムにおけるボディビルダーたちの事例から—」日本スポーツ社会学会『スポーツ社会学研究』23(1) pp. 47-61
- 谷めぐみ、彦次佳、長ヶ原誠（2006）「マスターズスポーツの動向」『体育の科学』vol. 56、No. 5 pp. 354-359
- 谷藤千香（2012）「マスターズスポーツの現状と課題」『千葉大学教育学部研究紀要』第 60 巻 pp. 365-371
- 植木章三（2021）「普通の高齢者が限界に挑戦するマスターズスポーツの役割と未来」『老年社会科学』第 42 号第 4 号、pp. 369-376
- 山口泰雄（2002）「高齢者スポーツの現状と課題～アクティブ・シニアのすすめ～」vol. 52、No. 10 杏林書院 pp. 759-762

執筆者一覧

〔研究ノート〕

森川由美	本学文学部教授
逢坂(松木)十美	本学文学部教授

2026年3月10日発行

発行責任者	会沢 勲
編集責任者	丹羽 章
発行所	四国学院大学文化学会

〒765-8505

香川県善通寺市文京町3-2-1

電話 (0877) 62-2111(代)

ISSN 2759-1824

SHIKOKU GAKUIN UNIVERSITY

TREATISES

No.169

Note

Students'Voices and Boards of Education:

A Former Superintendent's Perspective

MORIKAWA, Yumi

[1]

Perspectives on "Oi: Aging" Among Experienced Competitors in the All-Japan Masters Athletics Championships (1):

A Review of Previous Research on Participants in Masters Sport and Masters Athletics

OSAKA (MATSUKI) , Tomi

[12]

March, 2026

The Literary Society of Shikoku Gakuin University

Zentsuji, Kagawa, Japan